

省 令

○農林省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年六月二日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「適合しているもの」の下に「並びに南アフリカ共和国から発せられ、他の地域を經由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴ種及びブセテア種のスイートオレレンジであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」を加ふる。

附 則

この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。